

事務連絡

平成21年10月16日

加盟団体
事務局長 各位

社団法人 日本ライフル射撃協会
事務局長 三野 卓哉

改正銃刀法の運用について

既にご存じのとおり昨年12月に銃刀法が改正され、関係法令が順次制定されているところであります。この度警察庁から施行規則が公表されましたので、現在銃砲を所持している方に直接関係する事項について集約したものを別添のとおり作成しましたので、ご連絡いたします。

新法（施行日は12月4日から）では、所持許可の基準が厳格化され、手数料も値上げされる等の変更が行われますことをお伝えください。

なお、会員の皆様の中には、12月3日までに新たに銃砲を所持する、または追加所持する計画のある方もいらっしゃると思われまますので、別添2のとおり臨時の推薦委員会を開催する計画を進めております。

ご多忙とは存じますが、ご協力をお願いいたします。

「以上」

この件についてのお問い合わせ先 _____

社団法人 日本ライフル射撃協会

〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育会館内

Tel:03-3481-2390 /Fax:03-3481-2392

担当：三野 e-mail:Takuyamino@aol.com

井上 e-mail:rifle@japan-sports.or.jp

改正銃刀法の内容と施行時期

2009/10/15

現在、競技用ライフル銃・空気銃ほかを所持している会員に係る改正内容の主要な事項は、次のとおりです。なお、更新時期が迫っている会員の方は、もよりの警察署にお問い合わせください。

| 内容 | 対応 | 種別 | 適用時期 | 備考 |
|----------------------------------|----|---------------------------|--|---|
| 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習(現所持者を対象とするもの) | 新設 | 猟銃 (含ライフル銃) | 12月4日 (更新時及び追加許可時に必要。但し施行後初めての更新時は免除) | 協会の免除推薦あり |
| 実包の譲り受け、消費等に関する帳簿記載義務 | 新設 | 猟銃 (同上) | 12月4日 | 成績表等の消費数量を疎明するものの添付、保管が必要 |
| 認知機能検査(75歳以上) | 新設 | 銃砲 (含ライフル銃、空気銃、空気けん銃他) | 12月4日 (更新時及び追加許可時に必要) | 更新日の2月前から1月前までに実施 |
| 18歳未満の所持者は、自宅保管ができない。 | 新規 | 空気銃 | 12月4日 | 旧法による所持者についても、保管業者による保管となる。 |
| 欠格事項の追加、欠格期間の延長 | 改正 | 銃砲 (同上) | 12月4日 | 現許可期間については、施行日前に生じた事由に基づくもの限り、追加された欠格事項による所持許可の取消はされない。 |
| 所持許可更新の提出期間 | 改正 | 猟銃 (同上) 空気銃 | 12月4日 | 更新申請期間は、更新日の2月前から1月前までとなった。 |
| 医師の診断書 (精神科医の診断書) | 改正 | 銃砲 (同上) | 12月4日 更新時及び追加許可時に必要。 | 該当医が限定されることから、医師に診断書を求める前に、所轄警察署に問い合わせが必要 |
| 更新時の手数料 | 改正 | 銃砲 (同上) | 12月4日 | 手数料の見直しが行われた。 |
| 更新時の添付書類 | 改正 | 銃砲 (同上) | 12月4日 | 欠格要件に該当しない旨の誓約書、破産手続開始決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書 |

「以上」